

トッパングループ

情報コミュニケーション事業本部
(東京金融・証券事業部 関係に主に適用)

『製品含有化学物質管理(規制)基準』

(サプライヤー様向け)

Ver. 1. 1

2007年12月1日
凸版印刷株式会社

目次

1	目的	P2
2	適用範囲	P2
3	用語定義	P2
4	使用禁止物質の管理	P2
5	提出文書	P3
別紙1	使用禁止物質一覧表	P4-P6
補足1	モントリオール議定書付属書に記載物質 オゾン層破壊物質	P7-P9
補足2	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	P9
補足3	特定フタル酸エステル一覧	P9
別紙2	使用禁止物質非含有保証書	P10
別紙3	製品含有化学物質管理(規制)基準 適用部門	P11
	改訂履歴	P12

【サプライヤー様向け】

1. 目的

情報コミュニケーション事業本部(以下、事業本部)が製造／販売している製品に使用される原材料・部品等(以下、部材)に、法律や企業規制で使用・含有が規制されている化学物質が含有されないようにするために、使用禁止物質等を明らかにした「製品含有化学物質管理(規制)基準」(以下、管理基準)を制定して、製品を構成する部材を提供していただくサプライヤー様に、この「管理基準」を示して、その内容を遵守していただくことにより、安全・無害な製品を市場に提供することを目的としています。

2. 適用範囲

この「管理基準」は、事業本部の「別紙3」に示した部門(外部委託先も含む)が製造、販売する製品に使用される部材等に適用します。
適用される部材等は、次の通りです。

- 1) 製品を構成する原材料
- 2) 副資材(インキ・ニス、接着剤、溶剤、磁気ストライプ、各種箔など)
- 3) 包装材料(段ボール箱、箱、板紙、緩衝材、セロテープ、結束用バンドなど)
- 4) 部品(ICチップ、インレットなど)
- 5) 設備・消耗品(部材や製品に接触する部位)
- 6) 保管・運搬用具(箱、棚など)
- 7) 取り扱い説明書・カタログなど

3. 用語定義

① 使用禁止物質

国内外の法律等で製造や使用が禁止、規制されている物質及び特に環境への影響(側面)が大きいと考えられる物質(別紙1)は、製品の製造工程での使用や製品への含有を禁止します。

② 含有

製品の機能や品質を付与するための化学物質を意図的に含有、充填、付着することであり、含有量に関わらず含有とします。
不純物については、その許容濃度が閾値以上である場合は、含有とします。

③ 不純物

天然の原材料に含まれ、現在の工業的精製技術によっても除去できない物質。また、化学的合成反応工程で生成したり、触媒の残渣などで、現在の工業的精製技術をもってしても除去できない物質であって、意図的に添加された以外の化学物質。

④ 許容濃度(閾値)

数値を判定する境界の値。部材などに使用禁止化学物質等の含有／非含有の判定の基準として運用します。
許容濃度は、均質部材質量に対するそれに含有されている化学物質の質量の比です。

⑤ 均質部材

機械的に部材を分解したときに、それ以上分解できない材料又は部品です。

4. 使用禁止物質の管理

① 使用禁止物質(注1)は、別紙1に記載した物質です。

② 使用禁止物質は、部材の製造工程での使用及び部材への含有を禁止します。

但し、使用禁止されている物質が部材の機能に必要であり、かつ現在代替物質がない場合は適用を除外します。

③ 閾値が記載されている物質の許容濃度は、その数値未満です。

④ RoHS 6物質(下記)については、「含有物質分析データ」(注2)を提出して下さい。

カドミウム及びカドミウム化合物	ポリブロモビフェニル(PBB)
鉛及び鉛化合物	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
水銀及び水銀化合物	
六価クロム及び六価クロム化合物	